

砂川市国民保護計画の修正について

国の基本指針の変更

(H19. 1、H19. 10、H20. 10、H21. 11、H22. 11、
H25. 3、H26. 5、H27. 12、H28. 3、H28. 8)

北海道国民保護計画の修正

(H19. 1、H20. 1、H21. 3、H22. 1、H22. 7、H26. 11、
H28. 12)

国の「国民の保護に関する基本指針」の変更と、それを反映した「北海道国民保護計画」の変更を踏まえ、これらと整合を図るとともに、迅速かつ的確な国民保護措置が実施できるよう、本市の国民保護計画について必要な変更を行います。

砂川市国民保護計画の主な修正事項

編	章	主な修正内容
第1編 総則	第3章 基本用語の説明	● 一部基本用語の説明を整理
	第5章 市の地理的、社会的特徴	● 市の面積、気候、人口分布についての各種データを更新
第2編 平素からの 備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	● 市の機構改革等に伴い「市の各部課等における平素の業務」を修正 ● 協定を再締結したことによる語句の修正 ● Em-net（エムネット）、Jアラート等情報伝達体制について記載
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への 対処に関する平素からの備え	● 所管省庁の変更に伴う語句の修正 ● 法の施行に伴う法律名称の変更
第3編 武力攻撃事 態等への対 処	第2章 市対策本部の設置等	● 市の機構改革等に伴い「市対策本部の組織構成及び機能」を修正
	第3章 関係機関相互の連携	● 武力攻撃事態等合同対策協議会との連携について記載
	第6章 安否情報の収集・提供	● 安否情報システムについて記載
	第7章 武力攻撃災害への対処	● NBC攻撃に関する避難退域時検査・予防服用及び情報提供について記載